

○伊奈町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

平成22年5月25日

要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第24号）の規定により町が住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知をする制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し（住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書については同法第7条第5号に掲げる事項が記載されていないものは除く。）。
- (2) 戸籍法の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍届書にかかる証明書を除く。）及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は同法第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は同法第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下この項において同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者

(消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記録されている者を含む。)

(2) 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

(事前登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ伊奈町本人通知制度事前登録申込書(第1号様式)により、町長に登録(以下「事前登録」という。)を申し込まなければならない。

2 前項の場合において申込者は、本人による申込みであることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、個人番号カード、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)その他の本人であることを証するため町が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者(申込者と同一の世帯に属する者を除く。) 委任状

4 申込者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(事前登録等)

第5条 町長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊奈町本人通知制度事前登録者名簿(第2号様式。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)であることを確認できるよう電子計算機システムへの表示等必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所、その他の事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、伊奈町本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(第3号様式)により町長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 第1項に規定する変更の届出は、住民基本台帳法及び戸籍法の規定による届出とともに提出するものとする。

(本人通知)

第7条 町長は、第三者からの請求又は申出により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、伊奈町住民票の写し等交付通知書（第4号様式）により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳法第12条の3第4項第5号（同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。
- (2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。
- (3) その他町長が特別な事情があると認めたとき。

(事前登録の廃止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 消除された住民票、消除された戸籍の附票及び除かれた戸籍が保存期間を経過したとき。
- (5) 第6条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、前条第1項の通知書が返戻されたとき。
- (6) その他、町長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成25年要綱第21号）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成27年要綱第56号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和３年要綱第３５号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和５年要綱第１３号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。